

ジュシェン-マンジュ史筋記二題

増井 寛也

(1) シベという族名の語源について

現在のシベ Sibe (錫伯) 族は中国国内の一民族として、遼寧・吉林・黒龍江三省、内モンゴル自治区、ならびに新疆ウイグル自治区に分布し、かつ言語的には満洲 Manju 語ときわめて近縁な関係にある——もしくはかつてあった。シベの人々が、清代、いかにして八旗に編入され、いかなる経緯から現在の分布地に拡散したかについては、すでに専論があるので、^①ここで立ち入ることはしない。むしろ、筆者がこの小論で示そうとするのは、シベという族名に関する一私見である。

いわゆる中国「少数民族」の歴史・言語・現況に関する中国語文献は、一九八〇年代以後、論文・著書ともに急増する。管見の範囲では、賀靈(何葉爾靈)・佟克力(佟佳克力)共著の『錫伯族史』(新疆人民出版社、烏魯木齊、1993)が、恐らく最も詳細かつ網羅的なシベ族史関連の専著であろう。その第一章「総論」・第二節「族源問題」(賀靈氏の執筆担当)において、シベ族の族名と源流を、清代——特に道光年間以後——以来の研究史を踏まえて回顧するのであるが、賀靈氏自ら「本書中にあるのは、著者は錫伯族が東胡系統の後裔に連なるという視点、すなわち東胡—鮮卑—室韋—錫伯の視点を堅持する」(同上書 p.10)と明記するように、はじめから結論は提示されている。つまり、シベ族の源流は族名が音通するばかりか、原住地においても重複する鮮卑・室韋に遡る、というシベ族自身にも広く受容された言説を立証するために、先行の文献・論考を批判検討するという手法をとるわけである。

こうしたシベ族の民族起源論はさておき、その族名の由来に関して筆者は別個の見解をもっている。それを述べるに先立って、『錫伯族史』が

シベ族の種族問題、居住地、歴史的沿革、部族名の起源に関する最初の本格的な研究と評する島田好「錫伯・卦爾察部族考」(1941)^②にふれておきたい。そのなかで島田氏は、嫩江下流右支の綽爾河チヨルの古名をシベといい、ここを中心に原住したところから族名が生じたと論ずる一方で、

近頃蒙古語の sibege (生籬、欄柵、堡壘の義) を以て説く人がある、即ちこの部族が家屋の周圍に柵を繞らしてゐるから、蒙古人がこの部族を sibege と呼んだに始まると。然し柵は女真人に共通な風習であるから、この一部族のみを斯く呼んだといふことは疑はしい。

と指摘し、モンゴル語語源説を疑問視する。一体、これが誰の見解を指すのか、明言を避けているが、年代から推してオーウェン・ラティモア著『満洲のモンゴル人』(1934)の以下の文章^③を念頭に置いた発言と考えられる。引用文中の()は筆者の補足である。

この人々(シベ族)の名称は旅行記等にさまざまに書かれるが、Sibo と Sipo が多分最も一般的な形であろう。中国の記録では古くは彼らを Hsi-pei と称し、より新しい(文献の)記事になると様々な漢字の表記と発音で現れる。モンゴル語の用語は、文語で Sibege もしくは口語で Sibe であり、今日のモンゴル人の間では下記のことがらがこの名称と部族——もし部族と称されるのなら——に関する標準的な説明であるように思われる。

すなわち、sibege という単語は、満洲の至るところで見られる特殊なタイプの「門」——日本の鳥居を思わせる特別な横木を最上部に有する——を意味する。満洲語でもやはり sibe という。満洲人が柳条辺牆(Willow Palisade)を、東方では満洲人・漢人間の、西方では満洲人・モンゴル人間の境界として確定したとき、多くの「門」がモンゴル人と漢人との交易・通信のための経路として指定された。特別な門番が交易に課税し、モンゴル人の領域に入る漢人の商人と

職人から通行証を要求することになっていた。……モンゴル人の軍隊がモンゴル側の障壁 (barrier [柳条辺牆]) を守るために徴募され、特殊な任務につき、また漢人と接触していたことから、これらのモンゴル人はもとの部族から分離して、自分たちの地域社会を形成し、所謂「門番」として知られるようになった。彼らは吉林 Kirin・盛京 Mukden の満洲人がそうなったのと同じ方式で、自然に「漢人になる」傾向があり、農民となって彼らの言語と民族的特徴を失った。

こうしたモンゴル人の中での説明は、通俗的な語源説以上に信頼すべきものに基づいているわけではないかも知れない。漢人のもとの通俗的な語源説も、同様の仕方で、はるか昔の部族、鮮卑——Hsien-pei ないし Hsien-pi——に関連づける。別の記述 (『蒙古游牧記』巻一・科爾沁右翼前旗の項) によれば、シベ族自身は慣習においては満洲人と同類であるが、政治的にはコルチン=モンゴルの権威のもとに置かれてきた、と信じている。

このようにラティモアは、sibege・sibe を「門」とそれによって連結される「障壁」(palisade, barrier) に関連づける。^④ 島田氏の疑問視にもかかわらず、筆者があえてラティモアの見解を引用したのは、そこにモンゴル語語源説からしか説明し得ない現象が存在すると考えるからである。満漢蒙三体合璧『満洲実録』の満文と蒙文を対照して、ジュシェン(女真/女直)系諸集団の名称表記が明らかに異なるものは、イエヘ(満 yehe/蒙 yekege)・シベ(満 sibe/蒙 sibegen)・グワルチャ(満 gūwalca/蒙 γoulčīn) の三者のみである。yekege の場合、満文『満洲実録』のたとえば soki weceku (神靈の宿る偶像) が、蒙文本で souki ongγud と表記されたように、^⑥ yehe (もと河川名) が「イエヘー」と伸ばして発音された事実を反映すると見て大過ない。^⑦ 残る問題は sibegen と γoulčīn である。

『満洲実録』がシベ部に言及するのは都合三ヶ所である。①最初は海西ハダ国のワン=ハン(1582年没)がハンと自称する以前、内紛を逃れて一時避難した隣接の部族として現れ、②ついでヌルハチがグレ山の戦い

(1593年)において撃破した九部連合軍、すなわち海西フルン四国(イエヘ・ハダ・ウラ・ホイファ)、コルチン(ノン=ホルチン)部とその属下に置かれたシベ・グワルチャ両部、白山部のジュシェリ・ネイエーン両路の一つとして現れる。③最後はヌルハチがイエヘ国を征討する理由とその正当性を明側に訴えた際(1613年)、上記九部の一つとして回想されている^⑧。いずれのシベ sibe (錫伯)も、『満洲実録』蒙文では sibe ではなく sibegen と表記されている。

乾隆四六(1781)年告成の『満洲実録』は、崇徳元(1636)年の初纂満漢蒙三体『太祖太后実録』(現存せず)と、これを順治一二(1655)年に重修した満漢二体『太祖武皇帝実録』とを踏襲したとされ^⑨、よって『満洲実録』のシベ関連記事は明末時点の知識を反映していると考えられる。かくて、明末のモンゴル人はすでにシベ族を「シベゲ(ン)」ないし「シペー(ン)」と呼称していたことになる^⑩。かりに当時のシベ族が「シペー」と自称したとしても、これをモンゴル文字で表記する際には sibegen と綴れば十分であって、語尾に n 音を付加する必要はどこにもあるまい。いわんやモンゴル語における音韻変化の通則に照らして、sibegen が sibe に転訛するのはむしろ自然な現象であってみれば、sibe の語源はやはり sibegen であったと解する他ないのである。

sibegen の語義は追って詮索するとして、さしあたり茅元儀『武備志』(1621年告成)巻二二七・「北虜訳語」地理門に列記された明代塞北の集団名(もしくは地名)を転載すると以下ようになる。

夷地／莽官兒噶扎刺 (mongyol γajar)	泰寧衛／往流 (ongliγud)
福余衛／我着 (ūjiyed)	朶顏衛／五兩案 (uriyangqan)
大壺千／野克民案 (yeke mingyan)	小壺千／五出拈民案 (ücügen mingyan) ^⑫
北虜／野克莽官兒 (yeke mongyol)	海西／主兒赤 (jürčid)
江上／失伯印	山寨子／毛兀襖刺(毛襖兀刺?)

このうち、主兒赤 jürčid は女直 jurčen に対するモンゴル語の複数形呼称であるから、「海西」とは海西女直の謂に他ならない。その後続く「江上」と「山寨子」はかつて説いたように、明代における海西女直の二大区分である江上（江夷）と山寨（山寨夷）に該当する¹³。山寨夷は海西フルン四国の前身をなしたもので、開原以北、北流松花江中流以南に分布し、江夷は山寨夷の北方、嫩江と北流松花江の合流域から、東流松花江とアムール河の合流域にかけて分布した。山寨子のモンゴル語表記「毛襖兀刺」は、「北虜訳語」に「山/襖兀刺」・「歹/毛」（「北虜訳語」に転載された『薊門防禦考』のモンゴル語語彙に拠る）とあるので、モンゴル語の mayu ayula とは漢語の「歹山」（悪しき山）を意味する。

「悪しき山」とは私見では、海西女直が山寨に立て籠もって防御することに由来する命名であって、モンゴル語年代記『アルタン・トブチ』はオイラトのエセンによる海西女直の蹂躪（明・正統一二/1447年）を以下のように述べている¹⁴。

その後、エセン=タイシ esen tayisi はハンに即位し、モンゴル mongyol・オイラト oyirad 二部を取り、水の三万女直 usun-u yurban tümen jürčid を攻め、自らの平和 eye (=統治下) に入らせた。エセン=タイシが言うには「女直の一城 qota をば馬の胸に似た懸崖に築いたために、得られる道理がない」とて取らなかつた。一城の民 ulus が見たとて虐殺して湖に投げ込んだ。流血で溢れたために、それを赤い湖 ulayan nayur という。

他方、「江上」に対するモンゴル語表記が「失伯印」、すなわち sibegen に他ならない。明代の漢蒙対訳語彙集として著名な火源潔『華夷訳語』地理門の「籬/石別額」、同『増訂華夷訳語』地理門の「寨/失別額」に該当するもので、レッシング編『蒙英辞典』によると sibege(n) は sibi とも表記され、主として「高い囲い、杭をめぐらした柵; 矢来; バリケード」¹⁵を意味した。これを要するに、江夷もまた山寨夷と同じく山上に寨

柵を築いて防禦するがゆえに、sibegen と命名されたのである。

江上(江夷)については、本稿後段で紹介する『冲菴顧先生撫遼奏議』に以下の記載がある。同書巻一六「議処諸酋善後事誼疏」に、万曆一六年四月、明軍が反抗的な海西イエへ国の本拠を攻めた後、利害をもって同国に帰順を論じたときのこととして、

且汝効順時、入市則有開原之賞、入貢則有關廷之賞。江上遠方之夷以貂狐參餌之属来者、必藉爾得通。汝得操權而中分其利。

とある^⑦。これによって「江上遠方之夷」が天産物を開原馬市に持ち込む経路をイエへ国(を中心とする海西フルン四国)が扼し、「其の利を中分した」ことが明白である。江上は「江東夷」ともいい、明末の著作に係る馮瑗の『開原図説』^⑧巻下は、

瑗按、福余衛夷在者、独此二酋(恍惚太・土門兒)。万曆初年、為開(原)・鉄(嶺)西北患者、亦独此二酋。自二酋勾東虜以兇鄧・煖兔・伯要兒等為開・鉄患、二酋亦遂為東虜所弱、今且避居江上、不敢入慶雲市討賞。独坐窮山、放虎自衛、其取反噬、固其宜也。自恍惚太立寨混同江口、凡江東夷過江入市者、皆計貨稅之。間以兵渡江東掠。於是江東夷皆畏而服之。自混同江以東、黑龍江以西、數千里内數十種夷、每家歲納貂皮一張・魚皮二張、以此称富強、安心江上。西交北関、南交奴酋、以通貿易。女直一種、所不尽為奴酋併者、皆恍惚太之力也。

と解説する。「混同江(東流松花江)以東、黒龍江(松花江・アムール河の会合点)以西」の領域に分布した「江東夷」が、江上(江夷)と同一の集団であったことは言を俟たない。

その際、看過できないのは、福余衛(兀良哈 uriyanggan 三衛の一衛)首領の恍惚太 ungyadai と土門兒 tümei が、万曆一五、六年頃、東虜の以兒

鄧 yeldeng・媛兎 nomtu・伯要兒 bayar (内ハルハのジャルト・オンギラト
 両部の酋帥)^①を誘導して開原・鉄嶺を寇掠したものの、かえって以兎鄧ら
 の圧迫を被るようになり、「江上に避居し」「混同江口(松花江・嫩江の会合
 点)に立寨し」て以来、恍惚太と土門兎は寨を通過して開原馬市に入市
 する「(江東)数千里内の数十種の夷」に通行税と貢納を課して富強を誇
 り、西は北関(海西イエヘ国)、南は奴酋(ヌルハチ)と交結貿易したことで
 ある。恍惚太・土門兎が「江上に避居し」たことの実際については後文
 で別途取り上げるとして、ヌルハチと同時代のこの両名は、実は福余衛
 ならぬノン=ホルチン部領袖のウングダイとトゥメイに他ならなかつ
 た。^②従って、両者が「間々兵を以て江東に渡りて掠」め、これに「畏れ
 て服する」に至った江東夷(江上・江夷)のなかには、ホルチン部に直接
 従属する集団も存在したであろう。

『開原図説』の「女直一種、尽くは奴酋に併されざる所の者は、皆恍惚
 太の力なり」は、その明証である。換言すれば、江夷のなかでもホルチ
 ン部東隣の集団が同部の支配下に入るに及んで、sibegen はやがてホル
 チン麾下の江夷に対する専称に特化したのであろう。『開原図説』の付図
 「開原控制外夷図」を見ると、長白山に発源した「混同江」(松花江)は
 「灰扒夷」(海西ホイファ国)・「兀喇夷」(海西ウラ国)を経由した後、南流し
 てきた「石白江」を合わせ、東流していくように描かれている。図中、
 石白江の北西に「江夷」、そして江夷の西方に「福余衛虜營」(ホルチン部)
 として恍惚太と土門兎が標示されているところを見ると、石白江(嫩江)
 が江夷すなわちシベ族の住域を通過するがゆえに、そう命名された河川
 であることは説明を要さないであろう。

ここに論じ至って、上引ラティモアの発言にも修正すべき点のあるこ
 とが判明する。ラティモアは先に「sibeg という単語は満洲の至る所で
 見られる特殊なタイプの「門」——日本の鳥居を思わせる特別な横木を
 最上部に有する——を意味する。満洲語でもやはり sibe という」と述べ
 ていたが、それに先立つ論文「ゴールド族—松花江下流の“魚皮韃子”」
 (1933)で以下のように記述している。^③すなわち、ツングース系ゴールド(ナ

ナイ(赫哲)族に見られる一般的な家屋は満洲族タイプのそれであるとした上、家屋を取り囲む壁ないし塀について、ラティモアいわく

最も一般的なのは……直立する丸太にはめ込まれた厚板の塀である。……この壁 wall ないし柵 stockade は開口部が南側に一つあるきりで、ほとんどつねに、横になった二本の丸太を上^にに戴く二枚扉の門になっており、すぐさま日本の鳥居を想起させる。……この門は満洲の至るところと、はるか西方の内モンゴルにまで分布している。中国人はそれに対する名称(中国語で cha-lan、満洲語とゴールド語で jalan)を使用し、漢字を当てているが、紛れもなく満洲語からの借用語である。モンゴル人は sibeghe という彼ら自身の用語をもっている。

この記述に照らせば、鳥居類似の門を意味する満洲語の用語は sibe でなく、jalan に訂正すべきである。jalan とは「垣・垣根」を意味する満洲語 jala に相違なく、柵・壁・塀から転じて、それらに設けられた門にも語義の拡大を見たのであろう。もっとも、jala とは別個に、「高い囲い、杭をめぐらした柵；矢来；バリケード」としての sibeg(e)n～sibei が、sibe という発音でジュシェン人に広く普及した時代があったらしい。『李朝実録』・『北関志』・『関北紀聞』といった朝鮮側の記録によると、一六世紀末一七世紀初頃、兀良哈すなわちワルカ warka 部のジュシェン人たちは「城」「堡城」「城子」を、「特排」「特培」(ともに発音はシ排)、あるいは「時伐」(시벌)と呼称したという。ワルカ部の分布領域はシベ部からは僻遠のマンチュリア東南部、豆満江流域であるから、そのワルカ部にも「堡城」としての sibe が存在したとすると、当該語彙がジュシェン人に受容された契機は大元ウルスのマンチュリア支配にあったと考えるのが自然であろう。

シベ部とともにホルチンの支配下に置かれたジュシェン系の集団にグワルチャ部 gūwalca があり、ベドゥネ(伯都訥)——その北方で松花江

が嫩江と合流して大きく東へ屈曲する——を中心に、呼蘭河口以上の東流松花江上流域に分布したとされる。²⁴この集団がやはり九部連合軍を構成したことは先述のとおりであって、『満洲実録』には計三ヶ所の言及がある。二ヶ所はシベ部の前掲②③と共通し、最後の一ヶ所は後金国の天命一〇(1625)年八月、ヌルハチがヤフとカムダニに命じてグワルチャ部を招降し、二千人の人口を得たという記事である。²⁵このとき後金軍に帰順したグワルチャ部人が、『満文老檔』天命一一年五月(正しくは一〇年八月)条の「八旗の新附のグワルチャ ice gūwalca の勅書の檔子」に記録され、そのなかに「ガルジュ、ショセ、マランはラリン lalin から慕って来た功により子孫の代に至るまで公課に与からせるな。誤って死罪を得ても免ぜよ。財貨を取る罪を得ても免ぜよ」とあるのがグワルチャ部の住地に関する最初の具体的な情報である。ラリンはバドゥネ東方で東流松花江に北流して注ぐ拉林河に比定し得る。

蒙文『満洲実録』はグワルチャ部を *γoulčīn* と表記するが²⁷、これをモンゴル語で河川を意味する *γoul* と、集団を示す語尾 *-čīn* との合成と解して大過ないなら、江上(江夷)そのものに由来する名称であった。要するに、ホルチン部に直属した江上(江夷)のうち、嫩江下流域のそれが *sibegen*、東流松花江上流のそれが *γoulčīn* と呼称されたのであり、もとより *gūwalca* は *γoulčīn* からの転訛であったはずである。

注

- ① ここではさしあたり《錫伯族簡史》編写組『錫伯族簡史』民族出版社・1986、安俊・呉元豊・趙志強『錫伯族遷徙考記 Sibe uksurai gurime tebunebuhe ejebun』[錫伯文]新疆人民出版社・1982を挙げておく。また、次注の島田論文も参照のこと。
- ② 島田好「錫伯・卦爾察部族考」(『満洲学報』6、1941)。
- ③ Lattimore, Owen., *The Mongols of Manchuria*. New York, 1934 中の一節 'The Sibe or Sibege Mongols' (pp.225-228). なお、同書の邦訳には後藤富男訳『満洲に於ける蒙古民族』(善隣協会・1934)があるが、本稿では特に拙訳を用いた。
- ④ Janhunen, Juha., *Manchuria, An Ethnic History*. Finno-Ugric Society.

Helsinki, 1966, p.127 もラティモア説に依拠してシベの語源を説明する。

- ⑤ 蒙文『満洲実録』第一巻分の蒙和对訳を試みた山崎忠「蒙古文より見たる満洲実録の研究〔一〕〔二〕」(『^{やまと}日本文化』27・28、1949・1950)と、同実録全八巻を訳出した今西春秋『満和蒙和对訳満洲実録』(刀水書房、1992)を参考にして、主なジュシェン系諸集団の名称を対照すると以下のようになる。

満文	蒙文	満文	蒙文
manju	manju	hūlun	qulun
weji	weje	ula	ula
warka	warqa	hada	qada
kūrka	qurqa	yehe	yekege
neyen	neyen	hoifa	qoyifa
yalu giyang	yalu giyang	sibe	sibegen
jušeri	jūšeri	gūwalca	γoulčin

- ⑥ soki/souki に関しては前掲の「蒙古文より見たる満洲実録の研究〔一〕」p.53 (逆頁)、および『満和蒙和对訳満洲実録』p.20(20')を参照。
- ⑦ 蒙文『満洲実録』巻一のイエヘ(葉赫)国の起源と世系に関する記述部分に現れる yekege (計九ヶ所)を、前掲山崎忠「蒙古文より見たる満洲実録の研究〔一〕」(pp.51-53)の対訳日本語はすべて「イエヘー」と長音で読ませている。周知のように文語モンゴル語の aya, ayu, ege, egü 等々の音節では、母音に挟まれた γ・g が脱落し、母音の長音化が生ずる (Poppe, Nicholas., *Grammar of Written Mongolian*. Wiesbaden, 1974, pp.36-37)。付言すると、『蒙古源流』(Erdeni-yin Tobči)にも一ヶ所、yekege čayan jürčid-ün jing tayisi (イエヘ [国]の白ジュルチト [女真]のジン=タイシ [ギンタイシ])と見える(岡田英弘訳注『蒙古源流』2004、p.317・318)ものが、満文訳『蒙古源流』では engke cagan jurcit jing taiši となっている(江実訳註『蒙古源流』1940、附録「満文原文」p.129)。yekege が engke に転訛した原因は不明である。
- ⑧ 今西春秋『満和蒙和对訳満洲実録』p.16 (16')・p.66 (66')・p.71 (71')・p.124 (124')。
- ⑨ 松村潤『清太祖実録の研究』2001、pp.1-17 参照。
- ⑩ 前掲山崎忠「蒙古文より見たる満洲実録の研究〔一〕」p.49 は sibegen を「シペー」と読ませる。文語モンゴル語の単語は口語体で発音する場合、語末の n

がしばしば脱落する (Poppe, op.cit., p.37)。ちなみに、現代イリ地方のシベ族は *sivec* と自称する (山本謙吾『満洲語口語基礎語彙集』1969、p.42 [語彙No. 997])。

- ⑪ 前注⑦・⑩参照。
- ⑫ ここに見える「大老千」「小老千」とは、それぞれアルタン兄弟とその子姪の率いる右翼モンゴル (西虜) とトゥメン=カーン兄弟の率いる左翼モンゴル (東虜) によって分割支配された朮顔衛の部衆をさす。達力扎布「有関明代兀良哈三衛の幾個問題」(『明清蒙古史論稿』2003) pp.208-211。
- ⑬ 拙稿「明代の野人女直と海西女直 (上)」(『大垣女子短期大学研究紀要』37、1996) pp.60-61、「明代の野人女直と海西女直 (下)」(『大垣女子短期大学研究紀要』38、1997) pp.37-40。
- ⑭ 日本語訳は Bawden, Charles., *The Mongol Chronicle Altan Tobči*. Wiesbaden, 1955, p.83・p.172 のローマ字転写と英訳を参考にした。エセンの海西女直経略とその詳細に関しては、和田清「兀良哈三衛の研究 下」(『東亜史研究 蒙古篇』1959) pp.295-301、川越泰博「脱々不花王の女直経略をめぐる一明代蒙古史上の一問題一」(『軍事史学』7-4、1972) pp.65-70 参照。
- ⑮ 火源潔『華夷訳語』韃靼 (『北京図書館古籍珍本叢刊』6・経部所収 p.3)・『増訂華夷訳語』韃靼館 (同上 p.212) による。他に『盧龍塞略』や会同館本『韃靼館訳語』にも同様の記述が見える (石田幹之助「『盧龍塞略』に見えたる漢蒙対訳語彙に就いて」p.123、同「所謂三種本『華夷訳語』の『韃靼館訳語』」p.176 [ともに『東亜文化史叢考』東洋文庫・1973 に収録])。
- ⑯ Lessing, Ferdinand D. (ed.), *Mongolian-English Dictionary*. Berkely and Los Angeles, 1960, p.694.
- ⑰ 同様の文章は『万曆武功録』「ト寨・那林孛羅列伝」や『東夷考略』「海西」にも見えるが、その出所はこの「議処諸酋善後事誼疏」である。「江上遠方之夷」を『万曆武功録』は「江上夷」、『東夷考略』は「江上遠夷」に作る。
- ⑱ 『開原図説』は海西ウラ国の滅亡と同国主ブジャンタイのイエハ亡命 (万曆 41/1613 年)、およびイエヘ国主ギンタイシ (万曆 47/1619 年没) の健在 (「見為酋長」) を明記するので、成書は 1613 ~ 1619 年の間であったと推定される。
- ⑲ 万曆一五、六年という年代については、本稿 (2) (a) 参照。
- ⑳ 以兒鄧はジャルト部の、煖兔・伯要兒はオングラト部の酋帥である (達力扎布『明代漠南蒙古歴史研究』1998、pp.131-134)。
- ㉑ 和田清「察哈爾部の変遷」(『東亜史研究 蒙古篇』東洋文庫、1959) pp.649-657、前掲達力扎布『明代漠南蒙古歴史研究』pp.142-148 参照。『開原図説』巻

下に「福余夷人怵(惚太)・土(門兒)二酋、久遁混同江上、居江夷地矣」と見えるので、ホルチン部による江夷統制という事態は、遅くとも万暦一五、六年以来、数十年にわたって継続していたと考えられる。

ホルチン部のウンガダイらが江上(江夷)に貢納を強要するようになったのは、従前は福余衛の名を借りつつ、開原・新安関(慶雲堡)の馬市交易に参入し市賞を獲得していたのが、ジャルト・オンギラト両部によってこの富源を断たれ、代償を江上(江夷)に対する中間搾取に転嫁したからである。万暦一一、一二年頃に怵惚太(ウンガダイ)の派遣した「買売夷人」が足繁く新安関に出入していたことは、遼寧省檔案館・遼寧省社会科学院歴史研究所編『明代遼東檔案匯編 下』1985、「柒・馬市」収録の断片的な檔案(Na.194・195・197号)によって立証可能である。他年度の檔案を欠くが、かりにNa.190号檔案の草困と額令個(額零革)が怵惚太派遣の買売夷人だとすると、万暦五～六年も入市年度に加え得る。なお、各檔案の書写年代については、荷見守義「遼東馬市檔案考」[初出2002][同『明代遼東と朝鮮』2014所収]参照。

- ② Lattimore, Owen., The Gold Tribe, “Fishskin Tartars” of the Lower Sungari. *Memoirs of the American Anthropological Association*. vol.40, 1933, p.29 ならびに同論文の付図 1. Plan of house and courtyard (p.26) と 図 2-b. Sketch of fence (p.27) も参照のこと。
- ③ 拙稿「明末のワルカ部女直とその集団構造について」(『立命館文学』562、1999) p.106・注 82。
- ④ 前掲島田好「錫伯・卦爾察部族考」p.10。
- ⑤ 今西春秋『滿和蒙和对訳滿洲実録』p.66 (66')・p.71 (71')・p.124 (124')・p.328 (328')。
- ⑥ 滿文老檔研究会訳注『滿文老檔Ⅲ 太祖 3』pp.1056-1057、国立故宫博物院『滿文原檔 4』2006 所収「黄字檔」p.416。
- ⑦ 達力扎布「蒙古文檔案研究——有関科爾沁部檔案积訳」(『明清蒙古史論稿』2003) 収録の第一二号檔案「科爾沁某台吉为卦勒沁之事致書皇太極」p.402・p.416 では、グウルチャを *γuulčin* と転写している。
- ⑧ たとえば、ダヤン=カーンの六万戸の一つ、オルドス万戸 *ordos tümen* を構成した一二個のオトゴ *otoγ* には、*sibaγučin*, *qaliγučin*, *quyaγučin*, *qoničin* などの諸集団が含まれていた(森川哲雄「オルドス・十二オトク考」『アジア文化史論叢』3、1979、p.77)。*-či* は名詞に付属して、その名詞が表す事物に従事している者を意味する語尾、*-čin* はその複数形と考えてよからう(Poppe, op.cit., pp.40-41・p.72)。

(2) ヌルハチに関する二、三の史実——文献紹介をかねて——

(a) 『冲菴顧先生撫遼奏議』卷六「全鎮図説」

この顧養謙撰述に係る『冲菴顧先生撫遼奏議』二〇卷（以下、『撫遼奏議』と略称）は、『四庫全書総目提要』卷五六・史部一二・詔令奏議類存目に

『冲菴撫遼奏議』二十卷・『督撫奏議』八卷。明・顧養謙撰。養謙字益卿、南通州人。嘉靖乙丑進士。官至戸部侍郎、総督薊遼兼経略。以議倭封貢事被劾去。『撫遼奏議』、乃巡撫遼東時所上、凡九十余疏。『督撫奏議』、乃総督薊遼時所上、凡三十余疏。

とある『^{ママ}冲菴撫遼奏議』に該当する。ただし、同書は「存目」（書名のみ）の登録）の扱いにとどまったため、『四庫全書』には収録されず、その全貌を知ることは困難であった^①。しかるに、近年編纂された『四庫全書存目叢書』^②は上海図書館蔵の万曆刻本全二〇巻を収録し、その詳細に接することができるようになった。

著者顧養謙は、『明実録』や呉廷燮「明督撫年表」（『二十五史補編』所取）によれば、万曆一三（1585）年六月から同一七（1589）年七月まで遼東巡撫の任にあり——薊遼総督としての在任期間は万曆二一・二二年——、その間の上書を集録したものが『撫遼奏議』である。万曆一三年～一七年というと、まさにヌルハチの建州女直統一が進捗した時期にあたり、筆者がこの史料に着目する所以もそこにある。『撫遼奏議』にはジュシェン関連の注目すべき上奏が数件含まれるが、すべてを紹介する余裕をもたないので、特に第六卷「全鎮図説」に限って言及することにしたい。

「全鎮図説」は遼東鎮管区の地図（『撫遼奏議』では省略）と「図式」（読図のための凡例、ならびに〈貢市〉・〈海道〉・〈路河〉・〈旧遼陽〉・〈辺長〉・〈虜衆〉・〈兵寡〉・〈餉薄〉の八項から構成される。その内容は王世貞の手になる「大司馬冲菴顧公撫遼奏議叙」^⑤に

公(顧養謙)益与総督王公(王一鸞)・大帥李公(李成梁)、条遼事之所以難。大勢有四、謂辺長、虜衆、兵寡、餉薄。画図貼説而上之。其所思以濟拯之策甚詳、天子得公疏、下大司農(戸部尚書)・大司馬(兵部尚書)議之、亡不朝上夕許。

とあるように、遼東鎮が抱える内的外的な辺防上の問題を的確に指摘したものであった。

ジュシェン史の見地から、ことに関心を惹くのは〈虜衆〉の一項であって、遼東・遼西辺境に隣接した「北虜韃靼部」と「東虜女直部」に二分され、後者は海西・建州のジュシェン諸勢力を列挙する。以下、「東虜女直部」の全文を掲げる。

東虜女直部

- 一、開原東北、有已剿遼加奴子卜寨、歹商、阿卜亥、阿伯、木忽魯、在地名野黑寨住。已剿仰加奴男納里孛羅、金台失、阿里麻、撒必禿等夷、共約一万余騎、在地名台住寨住。俱離辺八九十里。今畏威貢市。
- 一、開原東北、有已戮白虎赤、孛同果子仏当哈卜等夷、約二千余騎。在威遠堡境外、地名火屯寨住。離辺約七十余里。今畏威貢市。
- 一、直開原東北、有已故王台子猛骨孛羅、康古六、煖台、已故虎兒罕男歹商等夷、約一万二千余騎。見在広順関外、地名哈塔寨住。離辺四十余里。至今忠順不移。
- 一、開原東、有王忽子、大明哥、張大官兒等夷、約三千余騎。在松山寺伍堡辺外、地名把兒好子等寨住。離辺五六十里。今貢市。
- 一、撫順関外、有綽乞、搜失、羊舒、長舒、三非、山章、伏羊功等夷、約八九千騎。在地名土木河、撒兒骨等住。離辺約五六十里。間有窃掠。
- 一、清河边外、有奴兒哈赤等夷、約五千余騎。在地名寧宮塔等寨住。離辺約二百余里。間有窃掠。

- 一、髮陽辺外、有鎖羅把羊等夷、約四千余騎。在地名董泉寨等處住。離辺約百五十里。時有竊掠、未為大害。
- 一、寬奠辺外、有王兀堂等夷、約一万五六千騎。在地名瓦里哈等寨住。離辺約二三百里。今拓地扼險、各夷畏服。

全八条中、前半の四条が海西フルン諸部、後半の四条が建州マンジュ諸部に関する記述である。「東虜女直部」に現れる地名や首長名の詳しい検討は別の機会に譲るとして、ここでは第六条に現れるヌルハチ（奴児哈赤）の本拠地「寧宮塔 ningguta」について、これを顧養謙が万曆一七年までのいつ頃認知したのか、少しく考えてみたい。

従来、ニングタは『遼夷略』「奴酋」条、『籌遼碩画』巻頭「東夷奴児哈赤考」、『三朝遼事実録』巻首総略「遼境諸夷」といった文献に、ヌルハチ第二の居城ヘトゥ=アラ hetu ala（万曆三一/1603年築城）の所在地として現れるものの、いずれも明代末期の晚出史料である^⑥。よって、これらに先立って朝鮮の申忠一が『建州紀程図記』（万曆二三/宣祖二八 [1595] 年末から翌年初にかけての建州探查記）の付図に、ヌルハチが最初に居城を構えたフェ=アラ fe ala（万曆一五/1587年築城、ヘトゥ=アラの南隣近傍）の周辺を「地名林古打」と記録したのが外部に伝聞した嚆矢とされてきた。しかるに、「全鎮図説」の著作年代は、確実に『建州紀程図記』に先行する。

「全鎮図説」が反映するジュシェン情勢とその年代については、〈虜衆〉以外に〈海道〉と〈路河〉にそれぞれ上疏年次を窺わせる以下の記事がある。

- ・海患平而設禁、禁海不得通、登（州）・遼（東）遂絶。自万曆二年、迄今凡十有三年矣。每歲九月、撫臣令金州守備稍發舟師、搜島燒荒以為常。
- ・隆慶元年、撫臣魏学曾又請大修之（=路河）、増築河堤……。迄今凡二十年、堤日頽、河日湮。虜得乘隙入居。

万曆二年から一三年を経過した「今」、そして隆慶元年から二〇年を経過した「今」とは、ともに万曆一六（1588）年を示唆する。事実、〈兵寡〉寧前（寧遠・前屯）兵備道条に、

万曆十六年四月内、題將右營遊擊改為西路協守副總兵。分有信地。仍節制寧前參將・備禦。

とある。右營遊擊の西路協守副總兵への昇格が題奏された一件は確かに『明実録』からも裏づけが取れるのみか、万曆一六年四月は「全鎮図説」に出現する最も新しい日付けである。しかも、「東虜女直部」第三条が同年四月末に病死するハダ国のカングル（康古六）^⑧を存命とする以上、「今」の下限が万曆一六年四月にあることは疑いない。

ならば、「全鎮図説」の内容は万曆一六年直近の情勢だけを記録するのであろうか。万曆一六年以前の史実として、まず注意を惹くのは、「東虜女直部」第八条に見える寛奠辺外の王兀堂である。王兀堂は寛奠等六堡の展築（万曆元～四年）^⑨によって生活圏を奪われたジュシェン人の不満を背景に、万曆六年から六堡一帯の寇掠を開始し、同八年の秋、明軍との二度にわたる戦闘に敗北を喫した後、消息を絶つ^⑩。また、第五条に見える撫順辺外の土木河・撒兒骨等に蟠踞した、特に羊舒、長舒、山章も注意を惹く。これらは『満洲実録』に登場する豪族のチャンシュ・ヤンシュ兄弟とサムジャンにあたるが、前二者は万曆一一年五月、ヌルハチの拳兵直後にその傘下に投じ、後者は翌年六月、ヌルハチに滅ぼされる^⑪ので、ともに万曆一六年現在の独立勢力ではなかった。

さらに「東虜女直部」第一条を見ると、海西イエへ国の逞加奴（チンギャヌ）と仰加奴（ヤンギヌ）が「已剿」と記されているので、遼東巡撫李松と遼東総兵官李成梁によって二人——および第二条の白虎赤——が開原に誘殺された万曆一一年一二月（『東夷考略』海西、『山中聞見録』巻一〇・海西）以後の状況であることは確実である。むしろ注目すべきは、第一・二条の「今、威を畏れて貢市す」なる文言である。チンギャヌ・ヤンギ

ヌの横死後、後を継いだ両者の子ブジャイ（ト寨）とナリンブル（納里孛羅）は明に対する反抗的姿勢を崩さず、モンゴル勢力とも結託して、仇敵海西ハダ国のダイシャン（王台の孫歹商）を猛襲したため、貢市（朝貢・馬市）目的で開原の広順関・鎮北関に出入するジュシェン人は遭難を恐れて完全に跡を絶った。貢市が回復するのは、顧養謙と李成梁が協力してイエへ国の本拠を衝き、火砲の威力によって辛くも降伏を取りつけ、ハダ国と和解させた万曆一六年三・四月以後のことである。明はイエへ国を懐柔すべく、これと並行して海西勅書一千道をハダ・イエへ両国に五百道ずつ均分し、事態を取捨したのであった。¹²⁾

これらのことを勘案すると、「全鎮図説」のいう「今」とは万曆一六年に相違ないにしても、内容的には作成時点から見てすでに過去に属する事実を含んでいた。もう一つ、傍証を挙げると、〈虜衆〉「北虜韃靼部」の第九・一〇条に

- 一、直開原、有恍惚太、果各賽、擺言大、石堵措、伯得捏、准不頼等酋、約三万余騎。在地名打半母倫一帶遊牧。離辺約三百余里。歲為開原患。
- 一、直開原、有那言大、都堵、占赤、者児得、石刺臣、兀把賽等酋、約二万余騎。在地名主六凹好來等處遊牧。迤東聯海西夷人。離辺約三百余里。歲為開原患。

とある。第九条で最初に名の挙がる恍惚太が既述のノン=ホルチン部ウングダイにあたるのを除けば、果各賽・擺言大・石堵措・伯得捏・准不頼は尽く『登壇必究』（万曆二六年成書）卷二三・「胡名」（北虜各枝宗派）所掲の「福余衛夷酋」たちに合致する。もっとも、ここにいう兀良哈三衛の福余衛とは、チャハル部の東遷（嘉靖二六/1547年）を契機に興安嶺東方へ発展した内ハルハ五部の特にオンギラト部や、それと前後して嫩江下流域に南下していたホルチン部によって併合解体された後の、いわば福余衛遺衆に他ならない。それを明側がなお福余衛と呼称して怪しまな

かったのは、朝貢を継続した福余衛遺衆の名義を借りて、オンギラト部やホルチン部の領袖たちも開原の新安関馬市に参入し、交易・市賞の利を求めたからであった。かたや、第一〇条はノン=ホルチン本部の首領たちであり、者児得の子が土門児、すなわち前述のトゥメイである¹³⁾。

ところで、『遼夷略』に前章所引の『開原図説』と呼応する記事があり

福余衛之夷、今弱矣。当万曆丁亥・戊子間、勾西虜為開・鉄患。亦中国一疥癬也。乃竟為西虜所殘弱而避居混同江。江離開原辺千余里。其久不赴新安関領市賞、積弱不振之故也。……夫恍惚太・土門二、皆曩日引煖兎・伯言児為辺患者。然総其部纔五千。非附会西虜、烏能狼突而訶塞上哉。

とある。福余衛、その実ノン=ホルチン部は万曆丁亥一五年・戊子一六年に、西虜（ここでは内ハルハのジャルト・オンギラト両部を指す）と結託して開原・鉄嶺を寇掠したものの、逆に西虜両部からの強圧を被ったため、開原北方一千余里の混同江（正確には北流松花江と嫩江の合流域）に避難逼塞し、開原新安関の馬市からも姿を消したという。ホルチン部はチンギス=カン次弟ジョチ=カサルの後裔にあたり、ジョチ=カサルはもともと興安嶺以西、エルグネ河（アムール河上流）からその支流ハイラル河にかけてを勢力圏としていた¹⁴⁾。その後、前述したように嫩江下流域へ移動したのであるから、文中の「避居混同江」とはホルチン部が新安関馬市から排除された事実を、明側が逃避と解釈したのに過ぎまい。ともあれ、ウンガダイらが「歳ごとに開原の患と為」ったとする「全鎮図説」の記述はやはり、万曆一六年までの史実を反映していたのである。

万曆一六年はヌルハチによる建州統一の完成、つまりマンジュ国の成立年次にあたるが、この事実を顧養謙が明確に認識したのは翌一七年のことであった。顧養謙が張国彦（薊遼総督）・徐元（巡按山東監察御史）・李成梁（鎮守遼東総兵官）らとの合議の上、ヌルハチの強盛を女直統制に利用すべく、その都督陞叙を奏請した上疏が『撫遼奏議』巻一九所収「属

夷擒斬逆首、獻送被擄人口、乞賜職銜疏」であって、この奏請が裁可されたのは『明実録』によれば万曆一十七年九月七日（辛亥）のことであった。上疏の原文によると、

今之呼女直者、凡三種。其一日海西女直、則故王台之属。……其一、則東方諸夷之為衛所甚衆、而建州領（之）、其名曰建州女直。今奴兒哈赤之属是也。其極東曰野人女直。……惟建州奴兒酋者勢最強、能制東夷。其在建州、則今日之王台也。

とある^⑩。このように、万曆一十七年九月においてヌルハチはかつての王台（海西女直の覇者ワン=ハン）にも比擬される建州全域の覇者として知られていたのであり、「全鎮図説」時点での認識とは雲泥の差がある。

以上、種々詮索してきた結果、フェ=アラ築城直後の万曆一六年、『建州紀程図記』に先立って、明側がニングタの地名を聞き知っていたという事実が判明した。

(b) 朝鮮・黄汝一『銀槎録』

朝鮮王朝は国初以来、明王朝に対して、また一六三七年以後は清朝に対して、藩属国として毎年定期的に朝貢など各種使節の派遣を繰り返した。朝鮮使節の著した漢城—北京間の見聞録は『燕行録』^⑪と総称され、中国情勢を伝える貴重な史料群を構成する。ここに取り上げる黄汝一（1556～?）の『銀槎録』もその一種であり、戊戌（万曆二六/1598）年一月二一日から翌己亥年四月二五日にわたる日記の体裁をとる。ここでは『銀槎録』往路の己亥年正月二二日条に見える興味深い記録に注目したい^⑫。当日は北京の玉河館（朝鮮使節宿舎）に到着する前日にあたり、使節一行は北京の一步手前の通州にいた。

（正月）二十一日、壬寅。雪。以点檢方物、留通州。○建州衛朝貢獐子二百余名、自京回還、留城外。二十二日、癸卯。晴。夜大風。留

通州。獐子一名適來臣等寓處、能解我國言語。即令隨行軍官羅紘就盤問得、自言「會寧城底藩胡阿乙非世子、名三朶里、時年二十一。去丁酉年間、甫乙下越辺豆連部落、有查頓家會飲事、相距一日程、將赴之際、同行十一名、中路被掠、背綁項鎖押行。三十日、始到小兒哈赤住坐處。乃老兒阿赤之弟也。仍為役使居生」云。問「小兒哈赤手下軍兵幾何、牛馬幾何？」曰「軍數比諸北兵使巡行時、則十倍。馬則有場甚多、牛羊亦不知其數。」問「老兒阿赤向我國謂何？」曰「渠常說稱高麗曰強國。如得高麗人、則心極貴之。」問「如今部裏有幾箇高麗人口否？」曰「麗人二十名、時在手下、解文能射、訓誨騎射之法。小兒哈赤極愛之。每人給使喚二十名。十名力農治活、十名跟護出入。少有搶掠處、則必帶二十名俱去。」問「二十名何地何姓人？」曰「居住姓名、我不知」云。問「小兒哈赤與渠北地諸胡相通往來否？」曰「城底藩胡一心來貢。墨(黒?)龍江以南諸屯諸部、亦時時通貢。小兒哈赤等必館留一月、逐日讌接、酬賞優洽。諸胡皆心附之矣。」問「諸胡所貢何物？」曰「貂皮・馬子等物。」問「渠等中朝所貢何物？」曰「貢馬。今巡五十人、貢五十匹馬。中朝每人賞銀二十六兩、段子五疋、衣三領、靴一部、月乙吾只二件」云。問「老兒哈赤作賊唐地方、殆無虛月。今生意何處？」曰「常時每欲搶掠十山里稱名地。而我不知此地何在也。」問「高麗強國、必不敢生意否？」曰「渠謀頗密。我沒聞知。儻早晚作計、則北道藩胡多所擄來、且與同心、必從北道作耗。凡事必與二十名麗人秘議之矣。」問「小兒哈赤、今年幾何？」曰「二十五」云。觀此所言、不可的信、而亦有關於軍機者、故錄其大概。

二十三日、甲辰。晴。早發、入皇城東門、止寓玉河館。

万曆二六(1598)年一〇月というと、豊臣政権の第二次朝鮮侵略(慶長の役/丁酉倭乱)が秀吉の死によって終結する直前にあったものの、西北辺外の地においてヌルハチ政権=マンジュ国の存在感と脅威が増大しつつあり、朝鮮にとっては新たな困難が予想された。これより先、第一次

朝鮮侵略（文祿の役/壬辰倭亂）が始まった万曆二〇（1592）年の七月、前年一〇月に北京へ派遣された謝恩使申点が帰還し、永平府において朝貢途上の建州衛都督（人名不詳、ヌルハチ配下）に出会い、人参採取のジュシェン人が朝鮮の辺將に年々殺害されている件につき抗議があったと、宣祖王に報じて以来、朝鮮側は西北辺境にも不安を抱えていた。万曆二〇年九月に至って、朝鮮朝廷はヌルハチが日本軍討伐の援軍を差し向けたいと明側に打診したことを遼東都司からの移咨によって知り、蒼惶としてヌルハチの提案を峻拒した。その後も、人参採取をめぐる紛糾はやまず、万曆二三（1595）年七月に渭原で発生した越境採参ジュシェン人の殺害事件に対するヌルハチの報復計画が伝聞したため、朝鮮は明の教練遊撃胡大受（朝鮮駐屯）にヌルハチ招撫を依頼するとともに、同年末、自国からも南部主簿の申忠一をフェ=アラ城に派遣し、マンジュ国の内情を探查させた。

万曆二五（1597）年以後、西方からはマンジュ国が、北方からは海西ウラ国が互いに競うように組織的なワルカ部（朝鮮東北辺境のジュシェン部族、朝鮮は藩胡とかオランカイと呼んだ）経略を開始する。加藤清正の咸鏡道進出（1592.6）以来、動揺をきたした朝鮮東北の辺鎮はワルカ部との間に大小の紛争を頻発させていたが、いまやワルカ部とは比較にならぬほど強大な勢力の脅威に直面することになった。このように東北辺境にマンジュ国とウラ国が迫り、半島南部の各地に秀吉派遣軍が籠城を続けるなか、万曆二六年二月、ヌルハチは再び明に日本軍討伐を願い出るが、またもや朝鮮側の拒絶に遭っている²⁰。入明した当時、黄汝一がこうした経緯に無知であったとは考えられない。

さて、黄汝一が入明した背後には以下の事情があった。慶長の役も終盤の万曆二六年一月、蔚山城攻防の激戦が寄せ手の明・朝鮮軍の退却をもって終結する。その後、六月になって、経略禦倭軍務総督邢玠の幕僚であった賛画主事の丁応泰が、朝鮮軍務經理楊鎬らは明軍敗退の事実を隠蔽し、勝利として万曆帝に上奏したばかりか、朝鮮王と結託して自らの功績を上奏させようとしていると弾劾し、併せて朝鮮と日本の通謀を

告発した²¹。驚愕した宣祖王は陳奏使右議政李恒福・副使工曹参判李廷龜・書状官司藝黃汝一を北京に派遣し、丁応泰の弾劾と告発が事実無根の誣告であることを釈明したのであった。黄汝一の『銀槎録』²²とは、その際の行程録に他ならない。

ところで、通州にいた黄汝一らのもとを訪れた三朶里^{サムクリ}なるジュシェン人は、藩胡^{アルビセ}阿乙非世の子で朝鮮東北辺境の会寧府城底に原住し、朝鮮語を「能く解し」というから、ワルカ部人と見て誤りない。丁酉（万曆二五/1597）年、三朶里は会寧府から一日程にある甫乙下鎮越辺の豆連部落での酒宴に赴く途上、同行の一名ともども拉致され、後ろ手に縛られ首に鎖を繋がれたまま、ヌルハチの同母弟で第二の実力者シュルガチの屋敷（『建州紀程図記』によれば、フェ=アラ城の外城内部に立地）に連行されたという。上述のように、ヌルハチがワルカ部経略に乗り出すのは万曆二五年にせよ、事態がワルカ部人の大量遷徙（「北海道藩胡多所擄来」）に発展するのは翌年以降のことであるから、三朶里はヌルハチ麾下の軍兵によって擄掠された最初期のワルカ人なのであろう。

三朶里が拉致されて落ち着いたのがシュルガチの屋敷であり、また当人が朝鮮使節に語った内容がシュルガチに偏するところから推して、シュルガチの配下に属したはずである。ただし、三朶里の発言の信頼性に関しては、シュルガチの年齢を二五歳（実際は己亥/1599年当時三六歳²³）と誤ったり、マンジュ国に関する情報が表層にとどまるなど、「此の言う所を観るに的信す可からず」という黄汝一の指摘も一理ある。とはいえ、建州衛の入貢者数に関して、黄汝一の「二百余名」と三朶里の「今巡五十人」が大きく相違する事実は、かえってヌルハチ・シュルガチ兄弟の勢力比を考える上で、改めて吟味してみる価値がありそうである。

『明実録』万曆二六（1598）年一〇月癸酉（二一日）条によると、

宴建州衛進貢夷人奴兒哈赤等。遣侯陳良弼待。

とあり、これに『銀槎録』の記述を加味して考えると、ヌルハチの率い

る建州衛朝貢団（ヌルハチ親率の朝貢団としては第五次）は北京到着後、一〇月二一日に朝廷から宴を賜わり、進貢・領賞を済ませた上、翌年正月二〇日に北京を発って帰途につき、翌日通州で黄汝一の一行と遭遇したことになる。『明実録』の記事からは万曆二六年度の入貢者数が漏れているが、黄汝一は「二百余名」と明記しており、以下の理由からこれは信頼してよい。すなわち、明王朝は嘉靖一六（1537）年から同二〇年頃までのある時期に、朝貢制度に付随する財政負担を削減すべく、ジュシェン人入貢者数を毎年海西一千人以内、建州五百人以内に制限する新体制に切り替え、これに伴ってジュシェン側が朝貢に行使できる勅書の上限も海西一千道、建州五百道に抑えられた²¹。ヌルハチは万曆一六年の建州統一に伴って五百道を制覇し、母弟シュルガチを含む自己の一門臣下に勅書を分配した。『明実録』に照らして万曆二一年以降三二年まで、ヌルハチが派遣した朝貢使節団の人数は、知られる限りつねに百名単位、もしくは下二桁が九九名になるように意図的に操作されており、従って黄汝一のいう「二百余名」とは二百名、ないし一九九名であったに相違ない。

一方、三朶里は「今巡五十人、貢五十匹馬」と発言していて、黄汝一の記述と符合しない。これは齟齬というより、朝貢団総員二百名ないし一九九名中、五〇人がシュルガチの党派に属したと理解すべきであろう。その場合、ヌルハチとシュルガチの派遣員数は一五〇人对五〇人でちょうど三対一となり、当時における両者の勢力比とほぼ対応する²²。つまり、遅くとも万曆二一年以降、同三二年まで、①建州勅書五百道は一組百人（ないし九九人）を単位として、最大五組五百人（ないし四九九人）の朝貢団をもって運用されたという既知の事実に加えて、②その朝貢団はヌルハチ党とシュルガチ党の人数比が三対一となるように按分されたとの推定が成り立つ。

万曆三二年から数年の欠貢を経た同三六年、建州マンジュ国は朝貢を再開する。同年の朝貢団はヌルハチ・シュルガチ兄弟各々が率いる二組であり、人数こそ前者の三六〇人に後者の一四〇人を加えた計五百人を算するものの、一組百人（ないし九九人）単位の定例を破る編成となって

いる。当時、兄弟間の反目が頂点に達していたので、両者はそれぞれの党派が掌握した勅書の実数を尽くして朝貢したわけである。²⁷⁾ 正確に勅書を三対一に配分したのなら三七五道対一二五道となるはずであるが、現実の配分形式は三六〇道対一四〇道(二・五六対一)であった。いまだ推測の域をとどまるものの、兄弟の反目が尖鋭化する過程で、シュルガチの不満を抑え、かつ政権の分裂を回避すべく、ヌルハチが譲歩した結果を示唆するものと考えられる。²⁸⁾

なお、「中朝每人賞銀二十六両、段子五疋、衣三領、靴一部、月乙吾只二件」について一言しておく。この一文自体は、貢物の馬匹に対する回賜とは別個に支給される正賞(撫賞)を指したもので、万暦『大明会典』(卷一一一・礼部六九・給賜二・東北夷)に見える「綵緞・折鈔絹・織金紵絲衣・絹・靴襪」に相当する。当初は大明宝鈔が正賞に含まれていたが、価値の暴落から絹での折給(代替支給)に切り替えられた。これが折鈔絹である。その後、中国本土で進行した銀の流通と浸透は、ジュシェンをも銀経済に巻き込み、彼らの強い要請により、嘉靖年間以後、次第に綵緞や絹を銀で折給するに至ったとされている。²⁹⁾ ちなみに、「月乙吾只」とは朝鮮語다로기(くつした「襪」)の音訓混用表記である。毛を内側にした毛皮製の朝鮮式足袋を指し、丈が長く寒地では靴の代用にもなる。

(c) 楊博『楊襄毅公奏疏』「薊遼奏疏」所収「東夷悔過入貢疏」

稲葉君山(岩吉)の名著『清朝全史(上巻)』(1914)中の、つぎの一節に目をとめたのは恐らく筆者だけではあるまい。すなわち、清太祖ヌルハチの祖父、景祖ギョチャンガについて、以下のように説く。()と下線は筆者の補足である。

(前略) 嘉靖の末季より、万暦の初年に互りては、彼等(ヌルハチの祖父ギョチャンガと父タクシ)が地方に、雄傑なる王杲の出で、四方を経略せしことは、遺却すべからず。明の記録は、彼を建州右衛の都指揮使なりといひあれど、彼自ら、恐らくは、都督の称を以て居りし

なるべし。清の二祖（景祖ギョチャンガと顯祖タクシ）の、爾時王杲が部將ともなりて、遼東を犯ししことは、推知するを得べし。嘉靖三十八、九年の頃にや、遼東の巡撫侯如諒が、東夷悔過入貢の疏といへるを朝廷に致ししことありしが、疏中に建州の賊首を挙げて草場、叫場等、部落の王胡子、小麻子等四名を差して、関に至れり云々とあり。叫場とは覚昌安（ギョチャンガ）をいふ。清の記録によるも、王杲の遺子なる阿太章京の妻は、景祖の孫女なること疑われざる以上、叫場の賊首を以て指目されしは、蓋し王杲の入寇に関与せしものなるべし。王杲の遼東を犯ししは、嘉靖三十六年頃より万暦の初年に互れり。

下線部の指摘はつとに孟森『滿洲開国史』（一九三〇年代における北京大学での講義ノート）でも注目されていて、上記の文章を引用した後、

稲葉此説既有巡撫侯如諒疏可拋、即其言二祖皆為王杲部將、亦必非理想之談。侯疏中叙兩賊首之名、為草場・叫場、叫場自是景祖、而草場則必為曹常剛之對音、後改索昌阿、亦此對音字也。此疏未載世宗實錄。稲葉所拋、今尚未得其出所。要非無本而來、則可信。

と評し、^③あらたに草場をギョチャンガの三兄ソオチャンガ（曹常剛・索昌阿）に比定する見解を付加した。草場・叫場をソオチャンガ・ギョチャンガ兄弟に比定することは妥当であると考えが、いかんせん「遼東巡撫侯如諒の疏」（東夷悔過入貢の疏）の出所については筆者も寡聞にして知るところがなく、久しく釈然としなかった。

ところが、偶然『北京図書館古籍珍本叢刊』第一一〇冊所収の楊博『楊襄毅公奏疏』の「薊遼奏疏」（全二一疏）に「東夷悔過入貢疏」が収録されていることを見出したので、下に全文を転載し、句読を付して参考に供する。

題為東夷悔過入貢事。准巡撫遼東地方兼贊理軍務都察院右僉都御史侯如諒咨、「拋原委千総指揮郭承恩稟称、『依蒙前來撫順、招撫貢夷。隨拋通事梁勛・金文佐訳、審得建州賊首草場・叫場等差部落王胡子・小麻子等四名到関報説、“外辺大頭兒因被楊太師人馬、先幾番殺了頭兒趙堵郎哈・阿速卜花等。今又將頭兒擺因卜花殺了。如今衆達子都怕了。今聽得太師馬法差了一箇馬法、來招撫我們入貢。既然是夷。乞討釣（鈞？）牌、將我們衆頭兒姓名都写上。我拏去伝説。”職当会同委官薛良弼・撫順備禦官李尚元、隨令梁勛宣諭朝廷恩威、軍門号令。各夷俱皆悔過、自二月初八日起、陸續撫驗過。毛憐・建州等衛夷人木力哈等一百七十六員名、馬一百七十六匹、隨給文朝京。惟夷人李端・重剛・吳堂等稔惡不悛。職等又差夜不収、帶領草場・叫場、并付羊古等、沿辺招撫。至四月初四日、有夷人掛刺到市報説、“李端已遵宣諭、不敢入搶。重剛・吳堂還不依聽。”職等又差梁勛・金文佐、前往清河等處宣諭。候有統到夷人、再行撫驗』等因、具稟到職。会同鎮守総兵官署都督僉事楊照議、照建州諸夷屢次犯順、漸肆猖獗。不惟故違貢期、且敢侵擾疆界。仰仗皇上神化、旁孚玄威、昭播地方、守臣肅將天命、恪奉廟謨。隨時相機、剿撫並用。既復其犯順之鋒、復開其自新之路。是以畏感交至、改旧凶新。始自今春、陸續入貢。遠夷革心、辺圉稍靖。除候驗放完日、備將撫剿情由、用過錢糧、及効勞員役、遵例另行具題外、合咨前去。煩為查照施行」等因、到臣。看得建州諸夷悖恩忘義、屢肆猖獗跡、其狂悖不在北虜之下。乃今一旦革心、相率入貢。是皆我皇上一德格天、聖武布昭所致、一二辺臣有何与焉。臣初至地方、目擊其事、不勝欣慶。除驗放完日、聽撫鎮官徑自照例具題外、奉聖旨兵部知道、欽此。

このように「東夷悔過入貢疏」は遼東巡撫侯如諒が薊遼総督楊博に宛てた咨文に、楊博が意見を附して上奏したものであった。遼東巡撫侯如諒と薊遼総督楊博の在任期間が重複するのは、吳廷燮「明督撫年表」によると嘉靖三八（1559）年五月から一〇月までであるから、楊博が上の

疏文を認めたのはこの間に違いない。ただし、「毛憐・建州等衛夷人木力哈等」が入貢した事実は、確かに『明実録』嘉靖四二年六月戊午条と同四三年六月己亥条に記録されているが、嘉靖三八年度の入貢を確認することはできない。そもそも嘉靖三十七年から四一年にかけて建州女直の朝貢は、王杲の寇掠によって中断するので、「毛憐・建州等衛夷人木力哈等一百七十六員名」の入貢は実現しなかったと考えざるを得ない。

ところで、奏文中の問題の部分（網掛け）と、それに続く草場・叫場が千総指揮郭承恩に報じた内容によると、楊太師すなわち遼東総兵官楊照^②が遼東「外辺」を討伐した後、太師馬法（馬法 mafa はジュシェン語、上長に対する尊称を意味する）が改めて「我們を招撫し入貢せしむ」との旨を聴いたので、「我們衆頭兒の姓名」を書き記した牌文を頂き、頭兒たちに招撫入貢のことを伝達したい、というのがその大意であった。草場・叫場を「賊首」と呼ぶ以上、「王杲の入寇に關与せしもの」であったことは、『清朝全史』の説くとおりであろう。楊照が前任者の羅文彖に代わって遼東総兵官に就任したのは嘉靖三十七年六月であり（『明実録』同年同月乙酉条）、それ以後、木力哈等一七六人が招撫に応じて入貢準備を整えたとされる嘉靖三十八年二月までに、楊照によって直接指揮された討伐は下記の一件が記録されるのみである。『明実録』嘉靖三十七年一〇月戊辰条にいう。

東虜大孥寇遼陽・清河等堡。総兵楊照、副総兵劉岳帥諸將、守備申有爵等分道、以出擊之、斬首八百級。時西虜亦擁衆瀋陽辺外、聞我兵既東、乘間深入二百里。照等聞變、即馳赴之。虜見大軍至引去。

東虜は大興安嶺東方に展開したモンゴル諸部を指し、このときの入寇はトゥメン=ジャサクト=ハーンのチャハル部とこれに同調した王杲、並びに王杲麾下の草場・叫場らが関与していたと見られる。

かくして稲葉氏の記述の裏づけが取れたわけであるが、奇しくも嘉靖三十八年はヌルハチの生年であった。これに次いで叫場が史料に現れるのは万曆六年のことである。『明代遼東檔案匯編』収載の一九二号檔案は、

万曆六年四月から七月にかけて撫順馬市に入市して「買売人」(漢人商人)と交易し、撫賞を受けた建州女直人の人名を多数記録する³³。その中に五月三日に入市した「買売夷人」叫場の名が見え、遅れて同月一日には付羊公が入市している。この付羊公は「東夷悔過入貢疏」に郭承恩が「又た夜不収を差わし、草場・叫場、並びに付羊古等を帶領し、辺に沿いて招撫せしむ」とある付羊古(「全鎮図説」〈虜衆〉東虜女直部第五条の伏羊功)に他ならず、ヌルハチにとっては生母ヒタラ氏エメチ(タクシ嫡妻)の父アグ=ドウドウの弟フィヤング=ドウドウその人にあたる³⁴。ギョチャンガの父フマンもこのヒタラ氏から妻を迎えたとする記録もあり、両者の因縁の深さを物語る。

なお、「東夷悔過入貢疏」に、「夷人掛刺」が撫順馬市に到来して「夷人李端・重剛・吳堂等は悪を稔ねて侮めず」、郭承恩らの招撫に応じないと告げたという一文が見える。掛刺は、ヌルハチが父祖の復讐を掲げて挙兵したとき、これと連合したサルフ城主ノミナの兄、グワラであろう³⁵。吳堂は「全鎮図説」〈虜衆〉東虜女直部第八条の王兀堂と、あるいは同一人物かもしれない。

注

- ① 『撫遼奏議』は『顧中丞撫遼疏議』(中丞は巡撫の異称)の書名で、『皇明修文備史』(『北京図書館古籍珍本叢書』第八冊、史部・雑史類)所収の魏煥『九辺考』の附篇として収録されている。『皇明修文備史』はその総目に「崑山顧寧人炎武彙輯」と記されているけれども、多分に疑わしいようである(詳しくは『皇明修文備史』冒頭の解題[作者不明]参照)。また、『顧中丞撫遼疏議』の収録内容も『撫遼奏議』二〇巻全部ではなく、わずかに後者の第六巻「全鎮図説」に限定されのみか、間々字句の異同も看取される。
- ② 『四庫全書存目叢書』史部・第六二冊・詔令奏議類(莊嚴文化事業有限公司1996)所収。
- ③ 諸橋轍次『大漢和辞典』(1955初版)の「顧養謙」(第一二巻・p.315)は、臧勵蘇等編『中国人名大辞典』(1921)の顧養謙条(p.1796)をほぼ踏襲して「明、南直隸通州の人。字は益卿。諡は襄敏。嘉靖の進士。官は戸部郎中。右僉都御史。遼東を巡撫し、勲績を著はす。南戸部侍郎より兵部侍郎に至る。薊遼

の諸軍務を総督す。胆気人に過ぎ、事に臨んで智略多く、所在に名声を著はす。著に冲菴撫遼奏議・督撫奏議がある。〔万斯同明史、三百三十二〕・〔明史稿、二百一十二〕・〔皇明応諡名臣備攷録、七〕・〔列朝詩集小伝、丁、中〕と解説する。

- ④ 「全鎮図説」以外で特に重要なジュシェン関連の奏疏としては、「属夷蓄謀報怨、懇賜堪处疏」（卷一一）、「剿处逆酋、録有功死事人員疏」（卷一四）、「議处諸酋善後事宜疏」（卷一六）、「属夷擒斬逆酋、献送被擄人口、乞賜職銜疏」（卷一九）がある。
- ⑤ 王世貞「大司馬冲菴顧公撫遼奏議叙」の末尾に「万曆丁亥三月上巳、賜進士出身、資善大夫、南京刑部尚書、前都察院右副都御史、奉勅提督軍務、撫治鄖陽等處地方、年家弟王世貞頓首拝譔」とあり、万曆丁亥/一五年の序文と解する他ないが、王世貞が最終官歴の南京刑部尚書に着任したのは万曆一七年であり、翌年没する（錢大昕『弇州山人年譜』）ので、序文撰述の時期はこの間でなければならない。
- ⑥ 張鼐『遼夷略』と程開祐『籌遼碩画』の成書年代は自序によるといずれも万曆四八（1620）年であり、王在晋『三朝遼事実録』はこれを取めた『先清史料』（『長伯叢書』四集1990）の整理新刊前言によれば崇禎一一（1638）年である。
- ⑦ 『明実録』万曆一六年五月癸未朔条に「改寧前遊擊為西路協守副總兵。駐劄前屯。其備禦移駐中前所、聽協守管轄。從督臣張国彦請也」とあり、四月の顧養謙による題奏が薊遼總督張国彦の支持を得て五月に裁可されている。「全鎮図説」〈兵寡〉にはこの他にもいくつか、「万曆十六年四月内、題して云々」として軍隊の駐屯地や統属関係の変更を要請した題奏を載せるものの、『明実録』はこれらに該当する記述を欠く。
- ⑧ 『撫遼奏議』卷一六「議处諸酋善後事宜疏」に「開原兵備副使成遜稟称、康古六、（万曆十六年）四月十六日出癩子、又因小肚疼、四月二十九日死」とある。なお、カングルの異母兄ナムタイ（煖台）は万曆一一年には死没していたと推定される（拙稿「海西フルン四国王位継承考」『立命館史学』27、2006、pp.4-5 および注11・p.29）が、顧養謙はこの情報を把握していなかったようである。
- ⑨ 和田清「明末に於ける鴨緑江方面の開拓」（『東亜史研究 満洲篇』1955）pp.517-518。
- ⑩ 王兀堂の盛衰に関しては、園田一龜『明代建州女直史研究（続篇）』1953、pp.289-302を参照。
- ⑪ 今西春秋『満和蒙和对訳満洲実録』1992、p.25・p.37。
- ⑫ 以上の経緯については園田一龜前掲書 pp.357-380を参照。

- ⑬ この間の事情は和田清「察哈爾部の変遷」(『東亞史研究 蒙古篇』東洋文庫、1959)の特に pp.649-657、および達力扎布『明代漠南蒙古歴史研究』pp.142-148に詳しい。
- ⑭ 和田清「察哈爾部の変遷」pp.651-652、達力扎布『明代漠南蒙古歴史研究』pp.144-145。
- ⑮ 杉山正明「モンゴル帝国の原像」(『東洋史研究』37-1、1978) p.21。
- ⑯ 『明実録』万曆一七年九月辛亥条は「属夷擒斬逆酋、献送被擄人口、乞賜職銜疏」の後半を転載したもので、「属夷ヌルハチが逆酋克五十を擒斬し、漢人被擄を献送し、都督職の賜与を乞う」に至った詳しい情報は割愛されている。
- ⑰ その全容は林基中編『燕行録全集』(東国大学校出版部、全100冊、2001)によって窺うことができる。『燕行録』の内容については、夫馬進「日本現存朝鮮燕行録解題」(『京都大学文学部研究紀要』42、2003)も参照。
- ⑱ 以下に掲げる史料に最初に言及した論著は、邱瑞中『燕行録研究』2010所収「嘉靖万曆史事摭零」p.36であるが、内容に関する具体的な分析はなされていない。ちなみに『銀槎録』は『燕行録全集』第八冊に収録される。
- ⑲ 『李朝実録』宣祖二五(万曆二〇)年七月癸未(二六日)条。謝恩使申点の派遣と帰還については、『李朝実録』宣祖二四年一〇月丙辰条および同二五年七月庚辰条を参照。なお、申点が永平府で遭遇したのは、『明実録』万曆一九年七月癸酉条と同一年一〇月戊戌条に見える建州衛朝貢団のいずれかであろう。
- ⑳ 以上に略述した朝鮮王朝とジュシェン勢力(マンジュ国・ウラ国・ワルカ部など)との関係については、主として徐炳国『宣祖時代女直交渉史研究』1970を参照した。マンジュ国とウラ国のワルカ部進出については拙稿「明末のワルカ部女直とその集団構造について」(『立命館文学』562、1999)も参照。また、ヌルハチの二度にわたる朝鮮助兵の申し出については、荷見守義「ヌルハチ助兵の謎一文禄・慶長の役との関係をめぐって一」(『弘前大学国史研究』120、2006)、および桂勝範「壬辰倭乱とヌルハチ」(鄭杜熙・李璟珣編著『壬辰戦争—16世紀日・朝・中の国際戦争』2008)がその背景を分析する。
- ㉑ 北島万次『豊臣秀吉の朝鮮侵略』1995、pp.235-239。
- ㉒ 李恒福・李廷龜・黄汝一の北京入りは、『銀槎録』巻頭と『李朝実録』宣祖三一年一〇月癸酉(二一日)条に掲載された、宣祖王から万曆帝に宛てた奏文(李廷龜の作)によれば、丁応泰の第三劾奏(九月癸卯/二一日)に対する積明が直接の目的である。
- ㉓ シュルガチは甲子(嘉靖四三/1564)年に出生し、辛亥(万曆三九/1611)年八月一九日に四八歳で薨じた(『星源集慶』p.9)ので、己亥(万曆二七/1599)

- 年当時は三六歳であった。
- ②4 江島寿雄「明末女直の朝貢」(『明代清初の女直史研究』1999) pp.186-187。
- ②5 拙稿「マンジュ国〈四旗制〉初建年代考」(『立命館東洋史学』32、2009) pp.16-18。
- ②6 同上、pp.7-8・p.23。
- ②7 同上、pp.16-18。『明実録』万曆三六年一二月乙卯(二日)・甲戌(二日)の兩条によると、ヌルハチの率いた朝貢団が三五七人、シュルガチのそれが一四〇人となっている。しかし、礼部侍郎楊道賓の上奏「東夷併貢宜籌西戎領賞有例、乞酌定入京留辺之数、以懷遠安内事」(『皇明経世文編』卷四五三)が引用する遼東巡撫・総兵官の会題と順天巡撫の咨報によれば、ヌルハチの朝貢団はちょうど三六〇人を数えた。
- ②8 後年の天命六(1621)年における満洲八旗全二三二個ニルの配分は兩黄旗六五個、兩紅旗五二個、正藍旗二一個、正伯旗一八個、鑲白旗一五個、鑲藍旗六一個となっていた。兩黄旗は四旗制時代の旧黄旗(ヌルハチの領旗)、兩紅旗は同じく旧紅旗(ヌルハチ次子ダイシャンの領旗)、正藍旗・正伯旗・鑲白旗の三旗は旧白旗(ヌルハチ長子チュイエンの領旗)、鑲藍旗は旧藍旗(シュルガチの領旗)を継承したと推測される(姚念慈『清初政治史探微』2008・p.60、前掲拙稿「マンジュ国〈四旗制〉初建年代考」pp.22-23)。ヌルハチ党一七一一個とシュルガチ党六一一個の配分比は二・八〇対一となり、やはり二三二個を三対一に配分した場合(一七四個と五八個)よりもシュルガチ党が若干多めの数値を示す。
- ②9 折鈔絹や銀の折給に関しては、江島寿雄「明代女直朝貢貿易の概観」pp.158-161、および「明末女直の朝貢」pp.205-209(ともに『明代清初の女直史研究』1999所収)。『銀槎録』にジュシェン人の「賞銀」が各人二六兩に達したとあるのは、都督勅書の所有者の撫賞・回賜をすべて銀に換算しても、銀二一兩にとどまった(江島寿雄「明末女直の朝貢」pp.209-210)のに比してやや多過ぎるようである。
- ③0 稲葉君山(岩吉)『清朝全史(上卷)』1914、pp.116-118。
- ③1 孟森(商鴻逵整理)『滿洲開国史』(1992、上海古籍出版社版) pp.217-218。
- ③2 ここにいう太師が廟堂の大官に加えられる名譽職の虚銜としてのそれでないことは、文脈からも明らかである。ここでは、総兵官を「太師馬法」と呼称するジュシェンの慣用があつたものと考えておきたい。
- ③3 遼寧省檔案館・遼寧省社会科学院歴史研究所編『明代遼東檔案匯編 下』1985、「柒、馬市」No.192号檔案「定遼後衛經歷司呈報馬市抽分与撫賞“夷人”用銀物清冊」(万曆六年八月) pp.808-815。

- ③④ 拙稿「明末建州女直の有カムクン〈シャジのフチャ・ハラ〉について」(『立命館文学』559、1999) 注 53・55。
- ③⑤ 「永陵喜塔拉氏譜書」(劉慶華編著『滿族家譜序評注』2010 所収) pp.1-2 によると、永陵ヒタラ氏の三世祖都理吉に小字で「興祖 (=フマン) 直皇后之父」と傍注されているという。ちなみに、前出のアグ・フィヤング兄弟は五世祖にあたる。
- ③⑥ 『満和蒙和对訳満洲実録』 pp.24-25。

(本学非常勤講師)